

中世に於ける南都繪所の研究 二

森 末 義 彰

三 應仁亂後の南都繪所座

應仁文明の大亂はあらゆる中世的な社會機構に一大變化を與へる。これまで天下に君臨した幕府もこの亂を契機として没落の過程をたどり、その勢威の及ぶもの僅かに山城を中心とする畿内の一小部分に過ぎず、大名小名は各地に割據の形勢をとつて相せめぎ、幕府の威令は頓に行はれざる状態に立至り、京都と咫尺の間にある近江に於いてさへ、文明の末年には守護六角高頼が幕府の命を峻拒して、國內の寺社・本所領を押領するに至り、終に將軍義尙の進發をさへ見るに至つた様な有様であつて、既に幕府の命令も單に一箇の空辭令に過ぎない様な状態を現出した。

近江に於いてすらかかる状態であつて見れば、一步京都を距れた遠國に於いては、寺社領等は割據豪族の押領する所となるのは寧ろ當然であつて、從來幕府勢力の庇護の下に全國に散在する莊園をその存立の基礎として居た大寺院が、かかる事情に依る經濟的勢力の衰退から没落變身の過程をたどつた事は亦當然の勢であつた。興福寺もその代表的な一例であつて、外に於いてはかかる社會状態に責めさいなまるゝ一方、内に於いても古來守護を號してその勢威并び行はれた膝下の大和に於いてすら、南北朝時代に於ける二十年に互る兩門跡の確執鬭争に依つて培はれた危機が、終にこの大亂を導火線として爆發するに至り、

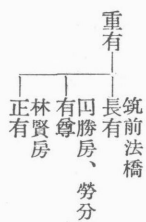
從來興福寺といふ一大勢力の有機的機構の一員として、兩門跡に臣事して來た衆徒・國民等の對立・獨立の機運は之に依つて促進される状態となつて、兩門跡のこれ等の徒に對する威令は殆んど行はれず、僅かに保持し得た傳統的な宗教的勢力を背景として、情性を維持し得たに過ぎなかつた。

かかる状態下に於いて、興福寺といふ一つの大きな封建大名にも比し得べき社會的勢力の傘下に結合して居た多くの有機分子も、漸次崩壞轉身の道をたどつた事は、寧ろ當然の歸結とせねばならない。今こゝに考察の對象とした南都繪所座も亦、かかる社會形勢の影響を受けて、應仁の亂前後を境として、その長期に互る相傳・所屬等の方面に於いて一大變化を見るに至るのである。

即ち吐田座嫡流の衰退、松南院座の轉身がそれであり、それ等の衰退變化の過程によく善處して事なきを得た芝座の繁盛も、然しその據る所の一乘院家の經濟的勢力の失墜に依つて昔日の比ではなかつた。今これ等の問題に就いて逐次検討の筆を加へて見度いと思ふ。

イ 吐田座とその嫡流の衰退

先づ重有以後の吐田座に就いて見るに、巨勢氏系圖には



とあり、これに就いて寛正三年長有が父重有の遺跡相續を大乘院門跡に願出た時の系圖では、有尊の所は□となり、正有の所は「春松 兄弟五人」となつて居り、(寛正三年九月廿一日) 更にこの後の文明十八年九月の後附にあげられた大安寺繪所相傳系圖に依ると



となつて居て、前述した様に文明六年に入滅した有尊の代りに助法眼宗有の名が入れられ、更に長有及び正有の後に各春藤丸・春松丸の名が加へられて居る。

今これ等の人々の經歷に就いて簡単に述べて見ると、まづ長有は父重有の遺跡相續後、間もなく寛正六年十月廿三日には法橋に叙せられて居り、(寛正六年十月廿六日) 依然大乘院家に從屬してその繪所として活躍し、松坊法橋とも稱せられて居た。所が文明四年に至つて突如山城の椿井某からその被官人たるべき由の難題を言ひ懸けられて、兄弟父子を擧げて一時逐電するの已むなきに至つて居る。

この事件は吐田座に取つては相當手痛い事件であつて、事の起りは明らかではないが、彼の末弟琳賢房正有と椿井某との間に於ける問題にあつたらしい。それに連座して吐田座全體が迷惑を蒙つたものらしく、この年の八月頃椿井某から自分の方の被官人になれと言ふ通告を受けて、長有は大いに驚き、直ちに大乘院門跡尋尊にその由を具陳してその前後處置を歎願して居るが、椿井某が當時大和に於いて勢威を持つて居た古市澄胤と連絡を持つて居たので、強引に門跡方に有利に事を解決する事も出来ず、已むなく當時安位寺に隠退して居たが澄胤と深い關係のある前門跡經覺に書狀を遣つて、縷々吐田座が代々大乘院家に仕へて居る事を述べ、更に

但先祖萬一未練之族候て、可成下人之由證文候者、於于今者不可有力事候、さ様候ハ、於門跡儀も、可准力者等凡下候歟、所詮下人歟否事令一決度候、

と言つて、椿井方に確たる證文の有無を澄胤を召して尋ねられん事を願つて居

るが、(文明四年八月十日) これ等の門跡の盡力斡旋にも拘らず、この年中には事件は何等解決するに至らず、十二月に入つて終に吐田座は一座を擧げて逐電した爲、毎年心經會の幡作製に當つて居た彼等の不在は、恒例の年中行事たる心經會の遂行に支障を來すに至り、その爲學侶は公事中にも拘らず彼等の南都への招還を議決して、幡作製に當らせるといふ有様であつた。(文明五年六月十三日) とかくする中に年も改まり、然もこの事件の中心人物であつたらしい琳賢房正有が、その逐電先の宇多に於いて入滅するに及んで、(六月十日) 翌五年の十月頃に至つて、一年有餘に互る對椿井の公事は、吐田座が椿井の一族分となるといふ條件を以て解決し、十月の四日には長有は始めて公然と門跡に出仕してその結着を報告して居る。(十月四日) 彼はこの後も依然として大乘院家に仕へて居たが、明應三年六月十五日に至つて終に入滅して居る。(明應三年六月十七日) 彼の跡は子春藤丸が嗣いで、依然大乘院方吐田座は存続したものである。長享元年八月門跡に出家御禮に伺候した筑前守有賢が、この春藤丸である事は疑を容れない所であるが、(長享元年八月十五日) この後の彼に就いては知る事を得ないが、恐らくは父長有と前後してこの世を去つたものと思はれる。

右の如く吐田座の嫡流は長有・有賢と相尋いで存続はして居たが、長有の末年に至つて漸次衰微に赴いたものらしく、門跡の仕事に就いても指合せ勝ちで、延徳四年の心經會には吐田繪所衆が悉く指合せた爲、この頃松南院座を嗣いで、大乘院門跡尋尊の信任を得、その被官分として門跡に伺候して居た一乘院方の松南院清賢が、他門ながらも召されて幡作製に與つて居る。(延徳四年五月晦日) かくして建久の有尊以來數百年に互つて大乘院方の繪所として、連綿存續繁榮して來た吐田座の嫡流も、終に有賢の代に至つて院家の繪所としての權利を喪失したものと見えて、門跡から繪所給田として長年に互つて支給されて來た越田尻庄一丁及び倉庄五反の地は、文龜二年九月以後松坊の闕所として、松南院大輔法眼清賢に與へられるに至つて居る。(諸庄年貢引付) 更に大永三年に、吐田座の惣領相傳の權利とされて居た春日御殿の彩色權までが、松坊有賢の庶子の手から奪

はれて、清賢の子順專房尊清に與へられるに至つて、吐田座の嫡流は終に歴史ある南都繪所の地位を完全に失つたと見るべきであらう。(經尋記、大永三) (年十月廿三日)
然し乍ら吐田座そのものは、一乘院方の助や、長有の末弟琳賢房正有の跡があつて、夫々派を成して近世に至るのであるが、次にそれ等に就いて考察して見よう。

こゝに注意すべきは、先にあげた大安寺繪所系圖に、巨勢氏系圖の有尊に相當すべき場所に記されて居る助法眼宗有である。雜事記の明應元年九月十一日の條に

琳賢ハ重有法眼之三男也、松坊之兄弟也、

と言ふ記事があつて、重有の子としては長が松坊長有、二男が圓勝房有尊、三男が右に言つた琳賢房正有である事は明白であつて、この二男の有尊は既に文明六年には故人となつて居り、然も繪師となつた形迹はないので、助法眼宗有と有尊を同一人と見る事は出来ない。然も長有・有尊・正有の序列は明瞭であつて、宗有を正有の兄とする事も亦不可能事に屬する。然し寛正三年の吐田座相傳系圖の春松即ち正有の條に兄弟五人といふ註があるので、宗有が重有の子であるといふ事は否定出来ないが、一方雜事記文明五年正月七日の條に

彼繪所長有法橋兄弟兩三人事、山城椿井與可爲主從之由申懸之間各發電了、

とあり、又この公事に際して尋尊が經覺に送つた書狀の追書にも(文明四年) (八月十日)

彼連枝兩三人于今給田等仰付、奉公又無相違候、

と記されて居て、宗有が重有の子である事を否定する。寛正三年重有入滅當時に五人であつた兄弟が、文明四年に三人になつた事は、何等不思議とするに當らないが、文明四年に三人であつた兄弟が、十八年の見聞に四人になるといふ事は認める事が出来ない。然も亦長有の弟有尊・正有に就いては、尋尊は常に長有の兄弟である事を書き記して居るのに、この助法眼宗有に關する記事には、何等長有との關係には觸れて居ず、唯僅かに長有の入滅報告に助法眼が門跡に出頭したと言ふ記載を見るのみである。(明應三年六月十七日)

この矛盾は如何に解決すべきであらうか。こゝに於いて我々は次の様な事實を想起する。即ち前にも述べた様に一乘院方の吐田座として、雜事記の長祿四年四月廿八日の條に

吐田座之内助ハ一乘院家繪所也、

とあり、應永年間にも亦吐田亮法橋房なる名を見る事が出来る。これ等の點から一乘院方の吐田座は少くとも應永頃から助といふ呼稱を有して居た事が知られる。然してこの助法眼宗有も亦一乘院方吐田座であらうといふ推測が立つのであつて、彼の名が雜事記に見え初めるのは文明十八年九月の後付の系圖を以て最初とするが、この系圖に示す如く、重有の子であつて早く一乘院方吐田座を嗣いだものと解釋すれば、何等の無理も感ぜられず、従つて長祿四年の吐田座之内助も彼であつたとしても一向差支へない譯である。

この助法眼宗有は赤童子を描く事に手腕を持つて居たものゝ如く、長享元年(十月廿四日)長享二年(七月五日)の兩度に互つて、尋尊から赤童子の圖繪を命ぜられて居り、長享二年(七月廿日)延徳四年(四月廿日)の兩度に互つて藥師を圖繪して居るが、明應四年十月十日に入滅して居る。彼には一子があつたが、元律僧であり當時は當道に入つて所在が一定しなかつた。従つて尋尊は彼の死に就いて

吐田方如今者一向失了、

と歎いて居る。(明應四年十月十一日)然しこの助の座は其の後何人かに依つて遺跡が繼がれたものと思はれる。即ち天文の東大寺繪所日記に活躍して居る助法橋や、天文廿二年六月の春日社繪馬の銘文に其の名を残して居る「筆者介」(續奈良縣金石年表)は何れも同一人であつて、先の助法眼宗有の末流をなすものであつたと思はれるが、この後の吐田助座に就いては、記録の何等之を記すものなく、その消息は明らかでない。

次に重有の三男琳賢房正有であるが、彼は初め春松丸と稱し、後に琳賢房正有を名乗るもので、父重有の歿した寛正三年には猶春松丸を稱し、繪所給分越田尻庄一丁之内伊賀公の關分として三反を與へられて居る。(寛正三年九月廿一日)その

後寛正六年には琳賢房を名乗つて居る所から見て、(寛正六年正月十五日)父の歿後間もなく出家したものであらうと思はれる。この後文明四年長谷寺焼失再建に際して、父重有からの相傳と稱してその繪所を競望して居る様な記載を見るが、

(文明四年四月十日)この年彼が中心となつて吐田座と山城椿井との間に公事が起り、爲に吐田座は一座を擧げて逐電のやむなきに至り、彼も宇多方面に逃れて居たらしいが、この公事の落着も見ず、宇多に於いて入滅して居る。(文明五年六月十五日)彼には彼と同様な幼名を名乗る一子春松丸があつた。明應元年九月出家御禮として大乘院門跡に初参した大夫公は恐らくこの春松丸であらうと思はれる。(應

元年九月十一日)春松は幼にして父を失ひ、更に文明十九年には母をも失つて居るが、(文明十九年五月七日)この當時は衰微したと言へ、吐田座は猶筑前法眼長有が存在して居たので、孤兒の彼も恐らくはこの伯父に養はれて成長したものであらうと思はれる。この春松丸即ち大夫公のその後の消息に就いては、何等知る事も出来ないが、彼も恐らく父の名跡琳賢房を嗣いだであらうと想像される。従つて後述する天文の琳賢は彼自身であるか、又は彼の子であるか、の推測も許されてよいのではないかと思ふ。

次に問題となるのは、天文の東大寺繪所日記その他に見える天文の琳賢房である。この琳賢房に就いては、繪所日記に記されて居る所に依つては、何等その所屬を決定する事は出来ない。所が彼に就いては狩野重良の丹青若木集に

芝琳支者南都宅磨氏之末葉也、傳家學精佛像、圖長谷觀音堂扉於四天像矣、在東大寺古緣起五卷、然作三卷琳圖之云云、畫圖未監視之、後法眼、在二子、第二子者號玄海上人、初瀬本願云云、琳慶長年中死、

とされて以來、琳賢は芝法眼を以て呼ばれて來た。重良は天文の琳賢と天正の琳賢を混同して居り、東大寺緣起も見て居ない様であつて、この説は一應の再吟味の後に信ぜらるべきであるにも拘らず、古來何等の批判もなくその儘信ぜられて來て、狩野永納の本朝畫史にも(日本書畫苑第

二、三〇九頁)芝法眼、諱琳賢、南都東大寺之緣起繪者、此人之所圖、

中世に於ける南都繪所の研究

として居り、更に齋藤彦磨の圖畫考には、彼が多聞院日記を讀んだ結果、天文の琳賢と天正の琳賢と、兩琳賢の存在を發見して、芝氏系圖として

芝法眼琳賢——侍從——琳賢

を擧げ、更に東大寺緣起三卷に就いては、詞寺務公順、繪芝法眼琳賢と注し、次にその天文五年の奥書をも引用し、又前に引いた丹青若木集の記事を引き、更に又侍從その子琳賢の事蹟に就いても多聞院日記の記事を引いて説明して居る。(日本書畫苑第

二、四五〇頁)これは琳賢研究に就いて一時期を劃すべきものであつて、古畫備考にもこの圖畫考の説がそのまま採られて居る。こゝで問題になるのはこの天文の琳賢に付せられた芝法眼の三字である。天文の琳賢が芝座の藤勝と共に東大寺大佛緣起五卷を三卷に縮寫した事は、東大寺繪所日記にも記されて居て明瞭であるが、この緣起に芝法眼琳賢と署名されて居たか否かは疑問に屬する。圖畫考の書き振りに依つては、かゝる署名があつた事を無條件に認める事は出来ない。若し署名があつたとしても、圖畫考の記す如き芝法眼の三字は恐らくなかつたものと見るのが至當であらうと思ふ。この芝法眼としたのは丹青若木集・本朝畫史等の記載から暗示を受けて、琳賢を芝法眼とする先入感によるものに相違ないと思はれる。琳賢の名は大乗院方吐田座の正有以來の房名であつて、正有以後幾何も經ない天文當時に、正有と全然別系統に屬する芝座の繪師が琳賢を名乗るといふ事の客觀的説明はどうしてもつけ難い所であり、且又大乗院門跡尋憲の記した尋憲記に依れば、多聞院日記にその活躍の様が子細に記されて居る所の天文の琳賢の後である侍從が、大乘院方の繪所であつたといふ確證が得られるし、(尋憲記、元龜四年正月十二日)且又多聞院日記に就いて見ても、侍

從や琳賢の名が記されて居るどの條に於いても、彼等が芝座に屬する繪師であつたといふ證據を見出す事は出来ない。然もこの多聞院日記が大乗院に屬する多聞院英俊の筆録にかゝるものである事は、益々かゝる説を否定するものであらうと思ふ。勿論松南院座の様に後來一乘院方から大乘院方に轉身した例もないではないが、少くとも現在に於いては、芝座が終始變らず一乘院方に屬して

一九

居たといふ推測は立つても、大乘院方となつたといふ推測は到底認める事は出来ない所である。然も芝座には永正頃一乘院方の繪所として活躍して居る慶順の子と思はれる藤勝が、芝東坊法橋として天文の琳賢と同時に東大寺大佛緣起を畫く等盛に活躍して居る事は、益々天文の琳賢が芝座に屬する者でなく、寧ろ正有以來の大乘院方吐田座を率ゐる者であつた事の推論を強化するものである。尙東大寺繪所日記にはこの琳賢に喜多院或は喜多坊の名が冠せられて居るので、或は當時彼は喜多院に所屬して居たのではないかも知れないが、この呼稱も恐らく坊地を指したものと見るべきであらうと思はれるが、然しそれ等の點に就いても、他に何等傍證がないので今の所確言出来ない。

然して我々はこの琳賢に關して次の様な興味ある一つの事實を見る事が出来る。即ち天文の春日社造替に際して、その社殿彩色に關係した繪師五人が、承仕宗顯の申出に依つて各一枚宛の繪馬を圖繪して春日社安居屋に寄進して、現世安穩・後生善所を祈つた事である。その中の一つに我々は天文廿二年六月日の日附を持つ、筆者琳賢と署名あるものを見る事が出来る。(續奈良縣)更に同様な性質のもので春日社三御殿に寄進されたものと見るべきものに、次の如き興味ある銘文を見る事が出来る。(續奈良縣)即ち

奉懸三御殿繪馬事

右趣志者、今度春日社御造替御彩色之砌、自右方・左方繪所五人、安居坊立一枚宛奉寄進由、從承仕宗顯方被申遣之條、則奉圖繪者也、殊者爲現世安穩・後生善所也、

左方吐田琳圖

天文廿一年壬子九月廿一日

有勝(花押)

とあつて、これに依れば吐田座に琳を房名に冠した有勝なるものゝ存在が明瞭となつて来る。然して當時の南都繪所の繪師の名を網羅したと思はれる東大寺繪所日記に就いて見ると、琳を冠した者は琳賢の他に一人も見出す事は出来ない。従つてこの有勝を琳賢に比定する事には何等の撞着をも感じない所である。これ等の事實と、前述した如き當時の客觀的狀勢からして、從來の琳賢の芝法

眼説は一應考へ直されなければならぬのではないかと思ふ。即ち天文の琳賢は芝法眼でなく、吐田とすべきであり、従つて彼が吐田座の琳賢房正有の子春松丸——大夫公であつたか、或は又大夫公の子であつたかとする推測も當然許されてよいと思ふ。

この琳賢房有勝の後に就いては、元龜・天正年間に入つて多聞院日記や尋憲記に侍従及びその子琳賢の名が現はれて来るが、これは前にも引いた圖畫考に芝氏系圖とされた關係が正しく、侍従が天文の琳賢の子であるといふ記載は見出す事が出来ないが、天正の琳賢得度の記事に依ると、彼が祖父の名琳賢を襲つたと記されて居て、(多聞院日記、天正)この關係は明確にされて居る。

侍従は尋憲記・多聞院日記等に依れば、父の後を嗣ぎ大乘院方の繪所として元龜・天正年中に生存活躍して居る。即ち年末或は年始には門跡に參賀して荒神を上り、(尋憲記、元龜二年十二月)或は短冊に下繪を描いて進めて居る。(同上記、元龜四年正月十二日)更に大乘院本願隆禪の忌日にはその本尊を描き進め、(同上記、元龜二年七月十四日)又多聞院英俊の命を受けては、同忌日に千佛を圖繪し、(多聞院日記、天正四年七月十四日)又大乘院尋憲の冥福に資せんが爲に、十三佛を描く事を命ぜられて居る。

(同上記、天正十三年十月十五日、同十九日) 彼の子琳賢は天正十四年十二歳にして、多聞院英俊を戒師として得度し、(同上記、天正十四年三月十三日)同十六年には若冠十四歳にして長谷寺の本尊を描き、英俊をして「抑見事無比類事也」と感嘆の聲を放たしめて居る。(同上記、天正十六年十一月十六日)この後父と共に家業に精進して居るが、文祿二年には東寺の塔の柱に兩界の圖を描き、南都に歸つては他の二本を描いた京都繪師の繪に對して「散々ノ繪ナル由」英俊に對つて氣焰をあげて居る。(同上記、文祿二年十一月廿七日)

彼等の時代に至つては、最早院家の經濟的勢力は全く失はれ、従つて昔日の如く給田なども期待されず、之等の事情は彼等の生活にも響いて來たと見えて、從來大和國內のみにその職場を求めて居た彼等も、勢ひ國外にも職場を求めて出張して居る。これは他面に於いては各寺院所屬の繪所の座としての特權喪失

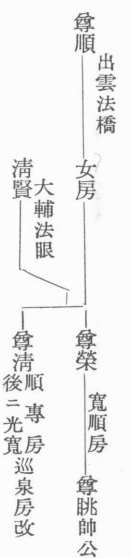
の結果とも見られるのであつて、彼等のみに就いて見ても、侍従は天正十二年には天王寺金堂の救世観音の繪像を畫き、(同上記、天正十)或は高野山の金堂の柱繪を描き、(同上記、天正十五)又播磨に赴いては、當麻曼荼羅の複製を百貫文にて請けて來るといふ有様であり、(同上記、天正十七)更に琳賢も東寺の塔の柱に兩界圖を畫いたのを始めとして、天王寺の門に阿彌陀像を描いて居る。(同上記、天正十九年五月)かゝる國外への出張にも拘らず、彼等の生活は相當に困窮して居たもの(同上記、天正十九年三月)と見えて、歳末の餅米に事缺いて借米し、(同上記、文祿二)更に若宮拜殿の貝桶彩色の代として、食米を前借するといふ様な悲惨な状態であつた。(同上記、文祿三年十二月七日)

然し乍ら特殊な技術を基礎として居る彼等の座は、實質的にはその多くの特權は消失して自由競争に任されたものと思はれるが、形式的には南都の他の多くの商工の座の如く、中世の終末と共に崩壊してしまふ事もなく、とにかくにも近世に入つても尙存続するのであるが、近世に於けるそれ等の問題の究明に就いては他日を期し度いと思ふ。

猶天正の琳賢には一子があり、文祿三年十七歳にして、長谷寺の十穀の弟子として得度して賢舜と稱して居る。(同上記、文祿三)然してこの他に就いては、彼等の事蹟は全く明らかではないが、丹青若木集や圖畫考等の言ふ如く、天正の琳賢が慶長年中に歿したといふ説は大體に於いて信じてよいものと思はれる。以上述べた如く、我々は吐田座繪所の中に、文明の琳賢房の他に、天文の琳賢及び天正の琳賢を付加へ得た事に満足して次に移り度いと思ふ。

ロ 松南院座の轉身

興福寺三綱系圖に清賢を以て終つた松南院座の傳系を、我々は光明院實曉記す所の尊智流繪所系圖に依つて、更に次の様に之を延ばす事が出来る。即ちこれに依れば



となる。即ち尊順には男子なく、女婿清賢が松南院座を繼承する事となるが、この清賢が如何なる前身を持つ者であるかに就いては、何等史料もなく明らかでない。彼は出雲法橋尊順の女を娶つて松南院座を嗣ぎ、大輔法橋或は大輔法眼を稱し、後來大乘院方に轉身するのであるが、その由來する所は古く彼の舅父尊順の代に始まるものと推測される。尊順は寛正三年尋尊の命を受けて、その太一定祈禱の爲に薬師を圖繪して居る。これは毎年恒例の薬師圖繪でなく、尋尊も「恒例圖繪之外別而仰付了」と言つて居るが、その代償として與へられたものは百疋であつて、この代償は後に説く様に給分を與へられた院家所屬の繪所に與へられるものと同額であつた事は注意されなければならない。(寛正三年正月) 彼はこの後文明十一年四十八歳にして法橋に敍せられるが、(文明十一年晦日) これは大乘院門跡尋尊の推挽に依るものであつて、その御禮として門跡に出仕して居る。(十二月) 然らば何が故に大乘院方の尊順に大乘院方の仕事と與へられ、且尋尊に依つて法橋に推舉されたのであらうか。即ち彼等は繪師としては大乘院方の繪所であつたけれ共、私人としては、今その理由を審にするを得ないが、大乘院家の被官分として門跡に參仕して居たのである。雜事記文明十四年七月十七日の條に依れば

風呂在之、小南院繪所出雲法橋頭也、自去年立之、

と言ふ記載を見る事が出来る。この風呂を立てる事に就いては、同記閏七月廿七日の條に

風呂良鎮・良祐・懷賢頭也、以上頭人十八人、不依御恩有無各上下蒙勲之了、

とあり、門跡尋尊の上下衆——即ち近侍に課せられた役であつて、御恩——即ち給分等の有無如何には依らなかつたものである。これ等の事情から推して松南院座は實質的には既に文明十三年頃から大乘院家の被官人となつて居た事が

考へられるのである。然し乍ら當時に於いては大乗院方の繪所としては猶吐田座があり、長有も未だ健在であつた爲、松南院座が吐田座の位置に入れ換る事は不可能であつた。然し實際に於いては、吐田座は文明四年の對椿井の公事以來漸次衰退して、その當然の義務である門跡への奉仕に就いても怠り勝ちな状態であつた。然も松南院座が所屬せる當時の一乘院方にあつては、猶芝座あり、吐田助座があつて、その存立には相當の努力が必要とせられた。かゝる時に於いて尊順が好機を逸せず大乗院門跡に取り入つたのは誠に時勢を見る明ありとせねばならない。この大乗院家との關係は清賢の代に至つても斷絶する事なく、彼も亦門跡に參仕して上下衆と共に風呂を立て、(文明十九年七月十八日、)或は尋尊が新たに勸請建立した今宮殿にも、上下衆と共に神供を捧げて居る(延徳二年十二月十三日、)然してその職業とする圖繪の方面に於いても、文明十八年の歳末には翌年の荒神供の本尊を門跡に進めたものを始めとして、(政覺大僧正記、文明十八年十二月廿四日)翌長享元年には天川辨才天圖繪の事を命ぜられて居る。(十二月廿三日、長)その後延徳・明應年間に互つて度々大乗院門跡から諸種の祈禱本尊の圖繪を命ぜられた事が、雜事記の隨處に散見するが、繪所としては名目上猶一乘院家の所屬にあつたもの、如く、延徳五年正月十四日の心經會の記事に

今日當方繪所指令之間、他門、小南院清賢法眼召仰、細々參仕拵故也、

とある事が、その事實を裏書するものである。この記事に他門とあるのは、雜事記に於ける使用例から推して一乘院家を指す事は明白であつて、當時に於いても清賢は繪所としては一乘院家所屬のものであり、大乗院家に於いては「細々參仕體」に過ぎなかつたのである。彼が大乗院家所屬の繪所となつたのは、勿論この後である事は明らかである。

然し乍ら唯でさへ人なきをかこつて居た吐田座が、明應三年六月には長有を失ひ、更に翌四年十月に至つて一乘院方ではあるが助法眼宗有の死に逢着し、尋尊をして「吐田方如今者一向失了」と歎聲を發せしめた様な状態は、清賢に取つては甚だ有利であつて、彼はこの年の十二月に、これより先焼失した長谷

寺再建の繪所を尋尊に就いて望んで居り、(明應四年十月)更に明應六年には尋尊の推舉に依つて法橋に敍せられ、その御禮として門跡に出仕して居る。(明應七年十月)かくこの頃から大乗院門跡との關係は益々緊密となつて來るが、彼が大乗院家繪所として吐田座に代つたのは、松坊有賢の死後と見る事が出来る。松坊有賢の歿年は明らかではないが、諸庄年貢引付の越田尻庄一丁間田繪所給分八斗代の註に依れば

文龜二年九月ヨリ大輔法眼清賢ニ仰付之、倉庄五反同仰付之、松坊之關所也、

とあつて、文龜二年九月以後彼は完全に大乗院家の繪所として、繪所給田越田尻庄及び倉庄の地を興へられたのであるが、この後の彼に就いては永正四年春日社三・四御殿彩色に就いて、芝慶順と相論したといふ記事を多聞院日記に見るのみである。(多聞院日記、永正三年十二月十八日)

清賢と共に雜事記にその名を残して居る者に太郎左衛門がある。彼の名の初見は政覺大僧正記延徳二年三月九日の條に

小南院太郎左衛門男御被官一分ニ參仕申、楹一荷・兩種進之、御對面、扇一本遣之、とある記事であつて、之に依つて彼も亦松南院座の一員であり、大乗院門跡の被官分となつた事を知り得る。この後も彼は清賢と共に大乗院門跡に參仕し、明應三年の禪定院本尊十一面觀音像の彩色には、清賢と共に之に與つて居る。

(明應三年二月)彼の名はこの後大永頃まで見る事が出来るが、(經尋記、大永六年二月廿二日以下)それ等の記事も、彼に就いては前に引用した政覺大僧正記の記事以上に出ないのて明らかではないが、彼は清賢とは兄弟でなかつたかと想像されるのである。この太郎左衛門に關聯して我々は次の様な事實を想起する。即ち雜事記文明九年十二月の後付に記された當時の畫家の名をあげた記事である。その中に次の様な興味ある記載を見る。即ち

栗口之弟子、
在奈良、
溝杭 次郎左衛門、

とあるものである。この栗口とあるは栗田口であらうと思はれる。然してこの栗田口の弟子にして當時在奈良せる溝杭次郎左衛門こそ、後に松南院尊順の女

を娶つて、松南院座を嗣いだ清賢その人ではないかと思はれる。勿論この推論は、太郎左衛門が清賢の兄弟であり、且その太郎左衛門と次郎左衛門が亦兄弟であらうといふ二重の假定の上に立つたものであつて、これ以上何等の史料もなく確言する事の出来ないのは甚だ遺憾である。

尊智流繪所系圖に依れば、清賢に次いで松南院座には寛順房尊榮と順專房尊清の二人がある。實際に記録に現はれて来る所では尊榮よりも尊清の方が早く系圖の順序は反對の様に思はれるが、後に述べる様に尊清が清賢の二男であるといふ確證もあるので、この事實に依つて若年の頃の尊榮の名は、弟尊清の活躍に依つて、記録に現はれなかつたものと見るべきであらう。

寛順房尊榮の名は、尊清失脚前後から寛舜或は寛順として現はれて来る。例へば經尋記大永三年八月十日の條に

繪師寛舜木練壹益進之、

とある類であつて、この後も彼は門跡經尋に荒神供の本尊を進め、(經尋記、大永三年正月十五日)或は時節に應じて木練や、(同上記、大永五年九月十九日)楊梅等をも進めて居る。(同上記、大永六年五月十三日)更に經尋記大永五年七月十六日の條に

寛順
繪所子姓令同道參、壹瓶・食籠一進之、痛入者也、

と記されて居るのは、彼がその子帥公尊眺を連れて門跡に初參した事を意味するものであらう。この帥公尊眺は天文七年の東大寺八幡宮作營に際して、吐田琳賢や吐田助或は芝藤勝等の間に介入して、その權利を主張したが、終に容れられずして、「ヲキノケ」られた「少南院春勝」である事は疑を容れない所であつて、その後同十六年十二月以前に既に得度して帥公尊眺と稱して居たであらう事も、この十二月から始められた東大寺八幡宮若宮造營に際して、その彩色の一部を宛はれて、「小南院ツツ殿」と東大寺繪所日記に記されて居る事に依つて知り得る。

然してこの松南院座も後述する様に、大永六年順專房尊清の失脚に端を發し、更には天文頃に至つて帥公尊眺は猶若く、然も彼の父尊榮も既に故人となつて、

中世に於ける南都繪所の研究

甚だ意氣揚らざる状態にあつて、清賢の劃策に依つて獲得した大乘院方繪所としての地位も、當時傑出した吐田座の琳賢房有勝の出現に依つて、再び吐田座に奪還されたものではないかと想像されるのであつて、前述の如くこの後元龜天正年間に至つては、大乘院方繪所としては有勝の子侍従が獨占的地位を占めて活躍し、松南院座に就いては何等の記載も見出されない事實は、この推測を裏書するものではないかと思ふ。

最後に清賢の次男順專房尊清に就いて考察の後この項を終り度いと思ふ。尊清に就いては、雜事記明應六年四月廿六日の條に

小南院繪所清賢法眼之次男春辰丸、於光明院得度、十五歳、法名尊清、順專房、爲禮來、見參了、

と記されて居て、彼が光明院に於いて得度した事實は、光明院實曉が尊智流繪所系圖を書き留めた事實と相照合して興味あるものがある。

彼は繪師としてよりも世俗的な事に興味を持つた居た所謂やりての部類に屬すべき人物であつたと見えて、兄尊榮をさし置いて種々活躍して問題を惹起して居る。吐田座の松坊庶子の手からその惣領相傳の春日社御殿彩色の權利を奪つたのも、兄尊榮でなく彼であつたし、(經尋記、大永三年十月廿三日)又蓮花院順觀方から借金をして門跡に泣き付いたのも彼であつた。(同上記、大永四年十二月廿四日)かゝるやりすぎは終に破綻を來し、大永六年には寺門に對して何か緩急の事があつて、終に「向後對寺門不可有緩急旨可令沙汰咄文之旨」供目代から申付けられる破目に陥り、漸く咄文を出して許されたが、(同上記、大永六年正月廿二日、廿六日、廿七日、廿九日、二月朔日)この後失脚してしまつたものと見えて、繪所として彼の名を記録上に見出す事が出来ない。

ハ 芝 座

一乘院門跡關係の記録文書類が殆んど闕逸せる現在、この期に於ける芝座に就いても、我々の知り得る範圍は大いに極限される。即ち我々が芝座に就いて窺ひ得るのは、僅かに大乘院關係の記録に散見する斷片的な記載と、その他の

極少數のものによる他、何等の方法も持ち得ない。

芝座はこの期に於いても、依然として一乘院家に所屬し、その門跡の力を背景として存続して來た事は、永正四年芝慶順が一乘院門跡の斡旋に依つて、吉野金峯山寺繪所として、その彩色權を確保し得た事實が之を物語つて居る。(學集會引付、永正四年五月廿三日、同廿八日)

この期に於ける芝座所屬の繪師として、その畫蹟を見得る者に芝慶舜がある。彼に就いては本朝畫史に(日本書畫苑第(二、三四〇頁)

慶舜能畫、敘法眼、是亦稱芝法眼、

とあり、古畫備考もこの説をその儘受け入れて更に時代未詳として居る。(古畫備考、下卷、)然し彼に就いては、明應四年に立筆し、永正二年十月廿三日に至つて漸く完成した當麻新曼茶羅の由緒書に依れば(新曼茶羅勅筆執奏日記)

畫工法橋慶舜・南都芝住人、同法眼等下略

とあつて、當時芝座には慶舜の他に法眼某も存在した事を想像させる。然して明應頃の雜事記に芝民部法眼なる名稱が散見するので、(明應二年十月十三日、)この民部法眼が或はこの法眼某に相當するのではないかと推察されるが、當時に於いては法橋・法眼はその敘任の如何に拘らず、繪師の稱呼として濫用されて居て、松南院清賢の場合に就いて見ても、彼が法橋に敘せられた明應六年以前に、雜事記の中に大輔法橋或は大輔法眼と記されて居り、同一文書中の同一人の場合に於いてさへ、法橋と法眼が混同されて居るといふ有様であつて、(談山神社文書)

法橋・法眼の稱呼のみを以てしては、別人か否かを區別する根據とはならず、尙雜事記の明應五年九月廿一日の條に

芝民部法眼瓶子一双・兩盆進之、此間多武峯一探色云々

といふ記載があつて、この記事は曼茶羅の事を意味するらしく思はれるので、

この芝民部法眼を慶舜に比定する事は許されてよさそうに思へる。又この慶舜と殆んど同時代に、即ち永正三年に松南院清賢と春日社三・四御殿彩色に就いて相論し、(多聞院日記、永正三年十一月十八日、同廿一日)翌四年に金峯山寺繪所となつた芝慶順や、

永正十八年多武峯護國院神殿造營の際、その彩色をなした慶純法橋(或は法眼)がある。(談山神社文書)この慶順と慶純が同一人であつた事は疑問の餘地のない所であるが、前の慶舜も之等の慶順と同一人ではなかつたかと想像される。即ちその想像が許されるならば、慶舜と慶順は發音に依る書き違ひであるか、又永正二年から三年に至る間に於いて慶舜が慶順に名を改めたものか、この二つの何れかと認められてよいと思ふ。

猶いさゝか蛇足に互るが、雜事記明應四年十月十九日の條に次の様な興味ある記事がある。即ち

先日牛繪二卷ハ、芝繪所及五代所持本也云々、所望申間遣之、畏入了、此一兩日以前遣之、

とあるものであつて、芝座が五代に互つて秘藏した牛繪の粉本を、何等かの機會に尋尊が入手し、更に芝座に返還したものであつて、彼等の技術に關して一つの暗示を與へる史料として見逃す事の出来ない記事であると思ふ。

この慶順の子に永正の護國院神殿造營に彩色の爲、父と共に働いて居る芝三郎なる者がある。(談山神社文書)彼はこの後天文十三年に多武峯繪士大工職として、多武峯鎮守一百餘所の彩色を百拾貫文に請けて居る。(談山神社文書)この三郎と、天文から元龜年間にかけて所謂東大寺繪所日記を書き残した芝藤勝とは、如何なる關係にあるものか明らかではないが、この藤勝は天文四年に東大寺繪所の補任を獲得し、同五年には吐田座の琳賢房有勝と共に東大寺大佛緣起縮寫に關係して居る。その後も東大寺八幡宮の彩色その他にたづさはり、天文廿二三年頃には芝東坊法橋と號して居る所を見ると、この頃法橋に敘せられたものと思はれるが、東大寺繪所日記以外に彼に關する史料がないので、彼の經歷に就いてはこれ以上何等知る事は出来ない。

然し芝座はこの後も依然一乘院家所屬の繪所として存続したものと見えて、元祿年度の「春日社御造營之記」にも、芝民部の名を四人の繪師の最上位に連ねて居るのを見る事が出来る。

四 繪所座の内容

この章に於いては繪所座の内容を主として、座所屬の繪師の階級的地位、座の組織及びその相承の形式、或はその坊地等に關して考察して見度いと思ふ。これ等に就いても、その事實を明示する史料を數多く有しない關係上、勢ひ推測に傾く事は甚だ遺憾である。

先づ繪師の階級的地位に就いて言へば、中世に於いては、彼等は木佛師の場合に於けると同様に、繪師として法橋或は法眼に敘せられて、寺院内の階級制度に於ける三綱に準ぜられて居る。然し彼等に與へられた法橋或は法眼位は、寺院内に於いて名義上は彼等と同格にある三綱のそれに比すべきものはなく、形式的には朝廷の補任に依るとはいへ、既に繪師としての職業的同義語化してしまつたものであつて、前にも述べた如く、未だ法橋にも法眼にも敘任せられざる以前に、法橋或は法眼の稱呼を以て呼ばれて居る様な事例さへあつて、中世末期に於ける法橋・法眼位は、社會階級的には全く昔日のそれ等の比ではなかつた。

然し乍ら彼等の寺院制度内に於ける階級的地位に就いては、たとへ三綱並に取扱はれなかつたとはいへ、猶ある程度の待遇を受けて居た事は事實であつて、雜事記文明四年八月十日の條に依れば、大乘院方吐田座の繪師の階級的身分に就いて

彼繪所事如被知召候、采女正巨勢金岡之末孫にて、當門跡相承之奉公輩候、於種性者不相替修學一列候、則門跡公所參著も、修學者與年戒次第、配膳以下も下北面之輩致其沙汰候、如此儀嚴重子細候、○上
下略

と言はれて居り、彼等は寺院内に於いては、修學者と同等の待遇を受けて居り、門跡の公式の席次に於いても、その年戒に從つて修學者と同列に位置し、配膳等の場合にも下北面がこれに與るといふ様な地位にあつた事が知られるのであ

中世に於ける南都繪所の研究

る。これは大乘院方吐田座に於ける場合であるが、その他の一乘院方の場合に於いても、これと同様であつたと考へる事は許されてよいであらうと思ふ。

次に座の組織の問題に關しては、それを明示する史料がないので明らかではないが、二三の記載を基礎として推測して見ると、まづ古く建久の東大寺再建に際して、南中門の多聞・持國兩天の彩色に關與した繪大佛師有尊の下に小佛師十四人、定順の下に十三人、出家繪佛師大佛師勢順の下に小佛師十二人の名を擧げて居て、(東大寺續要)これ等の各々の大佛師の下に夫々十人以上の人員を見る事が出来るが、然しこれは特別の場合であつて、この後の南都繪所座に於ける座員數推定の基礎とする事はいさゝか躊躇せざるを得ない。この後に於いて座員の數を示すものとしては、延應元年の法隆寺中門金剛力士像彩色に關して法隆寺別當記に記されたものがある。即ち

興福寺繪師大工二人、伴五人、

とあるものであつて、これは南都繪所座の座員數の大體の基準を示すものと見て差支へないと思ふ。即ち時代は更に降るが、永正十八年の多武峯護國院神殿造營に際して、その彩色完成の時、これに關與した芝座繪所に祝儀として下行されたものは、その下行記に依れば (談山社文書)

十貫文 仕上祝、大工下行

三貫文 同時祝、子三郎下行

五貫文 同時、仕手ノ中へ下行

とあつて、これに依れば仕手中へ下行された五貫文は一人別一貫文と見るべきであつて、從つてこの際の芝座は大工慶純法橋及びその子三郎の他に五人の仕手——即ち徒弟を有して居た事が知られるのであつて、前の延應の場合と比較して興味あるものである。

猶又一乘院方に於けるが如く、二三の繪所座が共同して仕事をする場合の如きは、興福寺東金堂維摩居士像の背後倚屏臺上層裏面墨書銘に見らるゝ如く、(興福寺大鏡第一解説一九頁)

惣座一乘院方 長祿四年^{庚辰}七月十八日東金堂淨名四天内多聞天十二神之内戌時祿色沙汰畢、繪所人數七人

小波 一藤因幡法眼尊忠 芝二藤武藏觀盛 京ハテ 三藤常陸常清 同 四藤越前清春
芝五藤民部觀覺 芝六藤三河觀尊 小波 七藤出雲尊順

とあつて、これに依れば松南院と芝及び京終の三座が集合して惣座一乘院方を形成して居るものであり、七人の中芝三人・松南院二人・京終二人といふ結合状態である。この場合注意すべき事は、之等の一乘院方の三座がその年戒に従つて一藤二藤と藤次されて居る事であつて、かゝる藤次が前に繪所の階級的身分に於いて述べた如き、序列を決定する基礎となつたものである。猶前の延應や永正の場合に於いて見られる如く、之等の各座には夫々五人なり七人なりの徒弟のあつた事も亦當然推測さるべきである。

尙注意すべき事は、南北朝前後に見られる如く、繪所座の結合の基礎が血族關係に置かれて居る事である。前述の如く貞治六年の春日社造替に際して、二條方即ち大乘院方吐田座の人數交名として大繪師行有の他その子息専有を始め總人數五人の名が擧げられて居るが、(貞治六年春日) 社正遷宮記) これ等の人々は何れも行有を中心とした一族と推測されるのであつて、この事實は他面に於いては、繪所座の相承が主として父子相承を原則とする血族關係に依るものである事を示すものである事は注意されなければならない。かゝる血族に依る相承形式はこの後に於いても殆んどあらゆる場合に——松南院清賢の場合を除いて——見られる所であつて、貞治以前の場合に於いても同様であつた事が考へられる。勿論繪所座は畫圖・彩色等の如き特殊の技術を基礎として成立した座であつて、これ等特殊の技術は勿論その天賦の才能に依る事も大であつたが、併し幼少時よりの習得に依つてそれがある程度まで補填し得られるものである事は又當然考へられるので、之等の血族に依る相承も、座としては何等の不都合をも感じなかつたものであらう。

かゝる血族關係に依る座の内的結合は、繪所座が特殊の權益をその存立の基

礎として居た事に依るものとも考へられるが、又一面に於いては、技術その他あらゆる方面に於いて、南都繪師よりも一步先進して居た京都繪師の手から、その權益を獨占擁護するの必要に迫られた事に原因するものであつた事も重視されなければならないと思ふ。即ち彼等は血族に依る内的結合を強固にし、外的には院家に從屬して、支配者としての院家との間に緊密な關係を維持しつゝ、南都を中心とする大和一國にその權益を擴張し、終には京都繪師の權益を大和國內から排除して獨占的地歩を築くのであるが、それ等の推移に就いては後述する事とする。

最後に各個の繪所座の坊地に就いて考察してこの章を終り度いと思ふ。

まづ第一に大乘院方吐田座であるが、由來南都に於ける多くの座は、その所在地或は所屬院家に依つて呼稱されるのが通例であつて、この場合に於いても吐田なる名稱は南都の地名に求むべきであつて、それに就いて我々は現在の半田町を擧げる事が出来る。半田に就いては奈良坊目拙解^{十二}に

半田郷凡有豎横七町、古記作吐田、一云飯田、

とし、その地名の來由を示す一説として

亦云、奈良佛繪師吐田氏住于當所、故曰吐田郷云々、

と言ふ説が擧げられて居るのは首肯すべきであらうと思ふ。尙貞治六年の春日社正遷宮記にこの大乘院方吐田座に關して、「二條方沙汰分」或は「同人數交名」と記されて居り、更に同書の十二月十七日の條に「繪師二條筑前公」の名が見えて居る。之は行有の子専有を指したものである事は明瞭であるが、之等の記載に依つて何故に吐田座が二條方と呼ばれ、吐田専有が二條筑前公と稱されたか問題になるが、これは吐田座の坊地が吐田郷の中二條通に面した部分に在つた事を指したものに他ならない。

由來中世の南都は三條通を中心として南里・北里に二大別されて居り、南里には主として大乘院領、北里には一乘院領が散在したのであるが、(拙稿中世寺の聲聞師の研究、日) 大乘院方吐田座がこの北里の然も一乘院門跡の所在地近く本宗教史研究所收)

にその坊地を有した事は、前述した如く吐田座の有尊時代に於ける院家への從屬の事情に依るものであらうと思ふ。

芝座の坊地に就いても吐田座と同様な事が言へると思ふ。即ち先にも引いた如く當麻新曼茶羅勅筆執奏日記に慶舜に就いて

南部芝住人、

と明記されて居て、芝座の坊地が芝の地にあつた事は、何等疑問を挿む餘地のない所である。この芝の地は元興寺近くにあり、文明頃芝座がその屋地子として毎年三百卅文を佛地院に納入して居る事に依つて、その地が佛地院領であつた事を知り得る。(文明十六七年記、寺領田地目録、佛地院方年貢注文)又これに依つて、芝座が一乘院方の繪所であつた爲に、大乘院家の保管にかゝる當時の佛地院領に於いては、地子免除の恩恵に浴する事もなく、毎年地子納入の義務を負はされて居た事が知られる。且又これ等の記載に依れば、この芝座の坊地は、芝繪所・芝繪所屋敷或は芝繪所坊地と記されて居り、その前後に芝畠地子或は辰巳小路畠地子等の記載があつて、これ等に依り芝座の坊地の位置は略々決定されるものであらうと思ふ。

又桶井なる地名もこれに近く、元應二年の春日社正遷宮日記に見える「タイ正院桶井ノ繪所」とあるのも、多分芝座を指したものであらうと思はれる。尙この他文和の幸某、長祿の京終の常陸常清等の名があつて、幸や京終に繪師が居住して居た事が知られるが、これ等は芝や松南院の地とはある程度の隔りがあつて、それ等の一分派をなすものであらうと思はれるが未だ明らかでない。最後に松南院座の坊地に於いては、前に述べた如く松南院に住して居た事は明瞭である。

こゝに一應注意すべきは江戸時代に繪屋町と稱せられた元林院町である。奈良坊目拙解二に依れば

元林院町謂南北通曰繪屋町、亦謂入西小路、曰四之室辻子、

當名元林院者興福寺別院也、其興廢未考、繪屋町者佛畫師竹坊、二三家住于當町、

中世に於ける南都繪所の研究

仍俗云畫屋町矣、

往年春日繪所氏姓有累家、所謂芝・住吉・宅間・粟田口・吐田等也、

と記されて居るが、これは近世に入つて、その初頭の動亂時代に清算されて残つた芝或は吐田座が、中世に於ける坊地をその支配關係の變遷に依つて、こゝに移したものであらうと思はれるのである。

五 繪所座の從屬關係

吐田座が大乗院家繪所として大乘院家に屬し、芝座・松南院座・吐田助座の三者が一乘院家に從屬して居た事は、前來屢々述べた所であるが、こゝに於いては之等の繪所座が如何なる形態に於いて院家と結合して居たかに就いて考へて見度い。この問題に就いて我々が現在持ち得る史料は、殆んど全部大乘院側のものゝみである關係上、こゝでは大乘院方吐田座及び後來大乘院方となつた松南院座と大乘院との關係に、然も史料の關係上主として文明前後に極限される事を斷つて筆を進めて行き度いと思ふ。

古くは鎌倉中期の簡要類聚抄に、正月に門跡に參賀した諸種の座の中に繪所座が見られ、又近くは大乘院方の朝乘五師の書き残した寺門事條々聞書にも、吐田座に就いて「當寺家奉公者也」(應永廿七年五月晦日)と記されて居る様に、吐田座は古くから大乘院方の繪所として連綿相傳へて大乘院家に奉仕して來たのであるが、然らば如何なる形態に於いて院家に結び付いて來たか。それに就いては次に引用する大乘院方の上座法眼隆舜筆錄する所の寺門細々引付四の長祿四年三月廿三日の記事が、簡單明瞭に之を物語つて居る。即ちそれに依れば、

(吐田重有) 於筑前法眼者、爲當門跡繪師令拜領御恩之間、每事繪具代計被下行、致奉公、 下略

とあつて、吐田座は大乘院門跡の繪所であつて、御恩を拜領して居るから、門跡の所用に就いては繪具代のみを以て奉公するといふのである。即ちこれに依れば御恩なるものが、通常の場合に於ける手間代に相當する事になるのである。

然らばこの御恩とは如何なる性質のものであつたか。即ち大乘院家に於いては、上は坊官以下地下人及び諸種の商工の座に至るまで、門跡に仕へてその所用を辨する者には、各々その地位の上下重輕に隨つて、給分が給與されて居た。然してこの給分は主として各地に散在する門跡領が之に當てられる場合が最も多く、その際には給田と稱せられて居たのであつて、この吐田座に於ける御恩も即ち給田であつた。大乘院門跡尋尊が、その門跡の經濟生活の基礎臺帳として編んだ三箇院家抄一に依れば、繪所給として

一丁八斗代、越田尻庄
五反九斗代、倉庄

の二者が擧げられて居る。本來はこの一丁五反が、惣領のみに相傳さるべきものであつたと思はれるが、座の基礎が血族關係に依つて固められる必要が生じて來た結果、分割相續が行はれる様になつたものらしい。即ち長祿四年に吐田座の内押上の伊賀公——この押上の伊賀公なる者は巨勢氏系圖その他にも見えないので、時の吐田座の一蕨と思惟される重有と如何なる關係にあつたものか明らかでないが、恐らくは兄弟か伯叔父の關係にあつたものと思はれる。——が逐電した際に、この伊賀公の關所分越田尻庄の内の地は重有に與へられて居るが、その際

關所分事、重有可知行云々、座衆ノ給分ノ間不能左右之由仰付了、

と記されて居つて、(長祿二年九月廿二日)當時に於いてはこの繪所給田は座衆全體に與へられたものとして、分割知行が行はれて居た事を物語つて居る。

更に寛正三年吐田座の一蕨筑前法眼重有が死去して、その長子筑前公長有が父の給分相續を願ひ出で、許された時に、次の様な記述を見る事が出来る。即ち(寛正三年九月廿一日)

田地事、越田尻庄一丁之内七反、三反ハ同春松丸給分、伊賀公之關分、倉庄三反、兩庄合一丁分成奉書了、畏入云々、兩人分惣而繪所給分一丁三反也、但重有之關分、故三川之關分ハ可仰付春松丸之由仰之了、畏入云々、越田尻庄七反之内也、



とあつて、越田尻庄一丁の内七反と倉庄三反は長有に相續が許され、越田尻庄の内残り三反、即ち前に重有が押上の伊賀公の關分として知行を許された分は、三男春松即ち後の琳賢房正有に宛行はれて居る。又次男の所が□になつて居るのは、繪師とならなかつた圓勝房有尊であつて、彼は繪所としての給分の分配に預らなかつた爲、かく關字にされたのであらう。然し最後にある但書即ち重有の關分、故三川の關分は春松丸に仰付くべしと言ふ記事と、その爲に記されたらしい給分相傳系圖に就いては、他に何等徴すべき史料がないので解決し難い。然し推測が許されるならば、吐田座の系圖に依ると、當時三川を名乗つた者は、重有の父三川法印源有一人であつて、他にその例を見出す事が出来ない。然してこの給分相傳系圖に現はれた二人の三川を同一人と假定すれば、次の様に解決するより他方法はない。即ちこの「筑前——三川」とある筑前は源有の父筑前法橋專有であつて、重有の關分、故三川の關分とあるものは源有が父專有から譲られた惣領分の外に越田尻庄七反の中の一部があり、それを重有が更に保管して居たものであつて、重有の長男長有が三川の猶子となつて居たにも拘らず、之が春松丸に與へられたのは、春松丸の相續分が僅かに伊賀公の關分越田尻庄の内三反といふ少部であつた爲に、それを補足する意味に於いて、かく決定されたのではあるまいかと思ふ。然し乍らかゝる解釋は前にも言つた如く單なる想像であつて、何等確實な根據の上に立てられたものではない。猶こゝに残された問題は、前に引用した三箇院家抄には繪所給田として倉庄五反と記されて居るのに、この重有の遺跡相續に於いて現はれた分は三反であつて、吐田座の給分として與へられた一丁三反の外猶二反の不明分がある事である。之は吐田座の他の座衆に宛行はれて居たものとすれば何等問題はないが、若しそうとすれば、それは重有の遺跡相續に際して當然問題とならなければならぬ

い筈である。然も又三箇院家抄第二には、倉庄の部に、繪所給として始め三反と書き、後に三を抹消して五に書き改められて居る。かゝる點から見ると、當時吐田座に與へられた給田は越田尻庄の内一丁、倉庄の内三反合計一丁三反と見るのが至當である。然も倉庄の三反が五反に書き改められて居り、三箇院家抄第一の繪所給田も倉庄五反と記されて居る以上は、倉庄の内吐田座給分以外の二反も當然繪所給として存在して居るべき筈である。然らばこの残り二反の行方に就いては如何解釋すべきであらうか。こゝに於いて想起される事は、前にも述べた所であるが、この重有の遺跡相續の行はれた寛正三年に、松南院座の尊順が尊尊の太一定祈禱本尊として薬師圖繪を命ぜられた事である。尊順は長祿四年には一乘院方の七藪であつたといふ確證があり、その後延徳頃に於いても松南院座は猶一乘院方に所屬して居た事が明白であるが、この際彼がその圖繪の報酬として與へられた代償は百疋即ち一貫文であつて、之は前述した様に門跡所屬の繪所として給分を與へられて居る者に繪具代計として與へられるものと同額である。然して尊順は前述の如くその後も大乘院方の被官分として門跡參候の上下衆と共に、風呂を立てる事にも關與して居る。かゝる大乘院門跡との關係を考慮に入れると、繪所給倉庄五反の内不明分二反は松南院尊順に與へられて居たのではあるまいかと思はれる。然し又この後文龜二年九月に至つて従來吐田座に與へられて來た繪所給分が松南院座の清賢に與へられた際には、寺領田地目録には越田尻庄一丁及び倉庄五反を擧げ、之に「松坊之鬪所也」と言ふ説明を加へてあるので、右に述べた倉庄二反が尊順に與へられたと言ふ説を否定する様にも考へられるが、これ等の矛盾に就いては現在の所、他にこの關係を明示する新史料の出現に依るより他解決の方法のない事を遺憾とする。

この繪所給分に就いては、この文龜二年以後何等の記載をも見る事が出来ないで明白にし難いが、若しこの給分がこの後も存続したとすれば、天文年間

松南院座から吐田座への給分奪還を想像させる。然し乍ら一方に於いては戰國時代に於ける門跡の經濟的勢力の衰退は又、當時に於ける繪所給分の自然解消をも想像させるものである。然しこれ等の問題に就いても、それ等の事情を説明する何等の史料もなく、解決の途のない事は甚だ残念な事とせねばならない。以上大乘院家と吐田座との給付關係に就いて略述したが、一乘院家に於ける諸座の場合もこれと同様な状態にあつた事は、次に説明する所に依つて明白にされると思ふ。即ちそれは吐田助座に於ける場合であるが、雜事記長祿四年八月廿八日の條に

吐田座之内助へ一乘院家繪所也、給分毎年十貫文給之、新所山城國之内河口庄年貢云々、八幡邊ニ在之、七月十五日必々可致其沙汰云々、

とあつて、吐田助座は山城河口庄年貢の内を以て毎年十貫文を支給される事となつて居たのであつて、その他芝座・松南院座等に就いても亦同様な事が言へると思ふ。

一乘院家は雜事記の記載に依れば(文明元年十月廿二日)

(天和)當國ハ三分二過ハ一乘院領也、大乘院方ハ九年一毛也、

とあつて、大乘院家に比して、その經濟的勢力も遙かに上にあつたものゝ如く、その所屬下の繪所に就いて見ても、大乘院方の吐田座一座に對して、芝座・松南院座・吐田助座の三座を有して居たのであるが、應仁文明の大亂に依る經濟的勢力の失墜は、これ等の繪所座の些細な給付關係に於いても圓滑さを保ち得なかつたものと見えて、三座の中松南院座の背離轉身を見るに至つて居る。

以上繪所座の從屬關係をその給付を中心として略述したが、次にかゝる形態に於いて院家と結合した繪所座が、その所屬院家に對して如何なる義務を負はされて居たか、或は又それ等の院家の勢力下にある大和に於ける多くの諸社寺に於いて、彼等が職場として如何なる權利を保持して居たかの問題に就いて考察して見度いと思ふ。(未完)